

アトサヌプリの噴火警戒レベルの判定基準の改定について

アトサヌプリについて、一部観測点の移設に伴い、噴火警戒レベルの判定基準のうち空振の振幅の基準を見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、火山活動の状況や新たな知見をもとに、随時、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、アトサヌプリ（北海道）について、跡佐登観測点から川湯観測点への移設（機器更新）に伴い、噴火警戒レベルの判定基準のうち、空振の振幅の基準の一部を別紙のとおり見直しました。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

気象庁 地震火山部 火山監視課 担当 大賀
電話 03-6758-3900（内線 5211）

アトサヌプリの噴火警戒レベル判定基準の改定について

○観測点移設に伴い、噴火警戒レベルの判定基準のうち、空振の振幅の基準の一部を見直しました。

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	【居住地域の広範囲（火口から6km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・規模の大きな地震（現地で有感地震相当以上）の多発 ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動（地割れ、地盤の隆起等） ・大きな噴石が火口から1.5kmを超えて飛散 ・高さ数1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・ベースサージ、火砕流の発生 ・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振（跡佐登観測点で100Pa以上）を伴う場合（※） 【居住地域の一部（火口から1.5km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500mを超えて1.5km以内に飛散 ・高さ1,000～数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・火山性微動が発生し、空振（跡佐登観測点で30Pa以上100Pa未満）を伴う場合（※）
3	【居住地域の近く（アトサヌプリ（硫黄山）から500m以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500m以内に飛散 ・高さ数100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生（火口周辺への火山灰の噴出を含む） ・火山性微動が発生し、空振（跡佐登観測点で30Pa未満）を伴う場合（※）

改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	【居住地域の広範囲（火口から6km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・規模の大きな地震（現地で有感地震相当以上）の多発 ・山体浅部へのマグマ上昇を示す顕著な地殻変動（地割れ、地盤の隆起等） ・大きな噴石が火口から1.5kmを超えて飛散 ・高さ数1,000mを超える有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・ベースサージ、火砕流の発生 ・火山性微動又は爆発地震が発生し、空振（川湯観測点で70Pa以上）を伴う場合（※） 【居住地域の一部（火口から1.5km以内）に重大な被害を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500mを超えて1.5km以内に飛散 ・高さ1,000～数1,000m程度の有色噴煙を放出させる噴火の発生 ・火山性微動が発生し、空振（川湯観測点で20Pa以上70Pa未満）を伴う場合（※）
3	【居住地域の近く（アトサヌプリ（硫黄山）から500m以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】 次のいずれかの現象が観測された場合 ・大きな噴石が火口から500m以内に飛散 ・高さ数100m以下の有色噴煙を放出する噴火の発生（火口周辺への火山灰の噴出を含む） ・火山性微動が発生し、空振（川湯観測点で20Pa未満）を伴う場合（※）

←基準を見直し

←基準を見直し

←基準を見直し

「噴火現象の即時的な把握手法について」に基づき算出

火山噴火予知連絡会火山活動評価検討会報告書（平成26年3月気象庁）